

ハビリテーション技術を実現するために、開発初期の段階における機器データを入手しやすい環境と、製品化後の機器データを継続的に入手できる環境の整備が望まれます。

【提言4】

日本におけるリハビリテーション機器産業は、異分野からの新規参入や医工・産学連携等によりプレイヤーの数、多様性が一層高まることを通して、日本産業を更に発展させ得る余地があります。

こうした状況において、大企業以外のプレイヤーも、運用方法を含めた機器開発において、保護すべきアイデアについては適時に漏れなく権利化するなどして知財で利益を確保し、更なる研究開発に投資することができるよう、小規模プレイヤーを含めたリハビリテーション機器産業全体として、知財マインドの高い人材を育成し活用すべきです。

【提言5】

高齢化や生活水準の向上、医療水準の向上により、タイ等の東南アジア地域や中国では、リハビリテーション市場の拡大が予測されます。

日本の先駆的な取組成果としてのリハビリテー

ション機器とその運用方法とを含むシステムを現地のニーズに合わせてカスタマイズしつつ、進出先に応じた知財戦略とともに市場の拡大が予測される地域へのビジネス展開を検討すべきです。

是非ご意見・ご感想をお寄せください。

特許庁 総務部企画調査課知財動向班

電話：03-3581-1101 内線2155

FAX：03-3580-5741

E-mail:PA0930@jpo.go.jp

¹ 日米欧中韓以は、それぞれ日本、米国、欧州、中国、韓国及びイスラエルを示します。

—つづく—

平成29年度特許出願技術動向調査[9]一次世代光ファイバ技術—は8月17日付に掲載

知的財産関連ニュース報道 (韓国版)

<2018年7月>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
韓国弁理士 金成鎬

7月には、韓国の特許無効審判の中で、秘密保持契約を締結しなかったことによって無効となったケースの統計に関する記事と、水素電気自動車に関する特許出願をめぐるトヨタ自動車と韓国の現代自動車の出願競争を表す記事と、韓国内企業の特許権実施契約の実態を示す統計に関する記事を紹介する。

11日付ニューシスによると、11日、韓国特許庁の特許審判院が2013年から昨年までの過去5年間の秘密保持義務をめぐる特許無効審判合計61件を分析し

た結果、このうち半分近い29件(48%)が、ずさんな秘密管理で無効になったことが分かった。同期間中に無効になった29件を紛争当事者別に分析した場合、中小企業間の紛争が13件(45%)、中小企業と個人との間の紛争が5件(17%)、中小企業と海外企業との間の紛争が4件(14%)と集計され、中小企業に関連する事件がほとんど(79%)を占めている。実際、新技術を開発した中小企業A社は、特許出願前にB社と製品供給契約から締結したものの、契約書に秘密保持義務が抜け落ちてしまった。A社

はこの新技術で特許を受けたが、無効審判の過程で特許出願前の秘密保持義務がないB社に製品を販売した事実が明らかになり、最終的には、特許の新規性がないという理由で特許が無効となった。

12日付聯合ニュースによると、12日、韓国特許庁によると、水素電気自動車の核心部品である「燃料電池スタック」に関連した特許出願は、過去10年間、年平均180件前後で安定していた。韓国国内の完成車メーカーである現代自動車が出願を主導し、トヨタと中小メーカーでも一部の燃料電池スタックの特許出願が続いた。現代自動車は、水素、電気自動車の核心部品である燃料電池スタックに対して2008年から昨年までの10年間、合計1,317件、年平均131.7件を特許出願し、技術開発を最も活発に行った。トヨタは、同じ期間、国内に合計380件の特許を出願した。2015年には156件を出願し、現代自動車の135件を一時的に超えたこともあった。水素電気自動車の主導権争いにおいて、現代自動車を牽制し、その水素電気自動車の韓国内発売に備えるため、韓国特許を確保するものと見られる。中小部品メーカーの燃料電池スタックの特許出願は、同期間合計101件であり、現代自動車の7.7%に過ぎなかった。韓国国内の水素電気自動車における底辺が拡大されず、現代自動車主導の技術開発が行われたことが主な理由と分析される。燃料電池スタックは、陽極、陰極、電解質膜、触媒、分離板、機体拡散層、エンドプレートなど様々な詳細部品が網羅された装置である。完成車メーカーが全体の技術開発を統括するには限界

があり、今後、中核部品技術の開発で中小部品メーカーの役割が大きくなると予想される。

24日付聯合ニュースによると、韓国特許庁が24日、韓国国内企業の特許実施契約の実態を調査した結果、売上高の一定割合を支払う場合(83.8%)が定額で支払う場合よりも多く、平均実施料率は、売上高の4.75%であった。これは、7.04%である米国より低く、3.7%である日本より高い水準である。区間分布は5~10%(28.2%)、3~5%(26.5%)、3%未満(25.6%)、10~15%(15.6%)、20%以上(2.8%)の順だった。今回の調査は、特許庁に実施権を登録した企業のうち5,400社を対象にアンケートし、それに応答した703社の企業の最近5年間の実施契約1,053件を分析する方法で行われた。実施契約は一つの特許のみを対象に締結している場合(86%)が一般的であった。複数の特許権者が保有する特許を集めてライセンスする特許プールの利用も低迷した。韓国国内企業の知的財産権の取引はまだ単純な形に留まっていることを示している。実施権の形態は、一人だけ独占権を付与する専用実施権ではなく、他の実施権者にも追加で許可することができる通常実施権(57.5%)が多かった。独占的な権利を実施権者が持つようになり、特許権者も特許を使用することができない専用実施権は、特許権者が負担に感じるものと思われる。実態調査報告書の全文は、特許庁(<http://www.kipo.go.kr>)と韓国知識財産研究院(<http://www.kiip.re.kr>)のホームページからダウンロードすることができる。

《訴訟関係》

- ▲LG電子は7月9日(現地時間)、ドイツのマンハイム(Mannheim)地方裁判所に欧州のスマートフォン製造メーカーのウイコウを相手に、LG電子のLTE(ロング・ターム・エボリューション)標準特許を侵害したとの理由で、特許侵害訴訟を提起したと11日明らかにした。(11日 マネ)
- ▲7月10日、法曹界によると、韓国特許庁傘下の特許審判院は、商標登録をしておいて3年以上使用していない貯蔵商標2,172件に対し、昨年登録を取り消した。2016年(1,207件)より80%増えた規模だ。(11日 韓経)
- ▲7月11日、韓国特許庁の特許審判院が2013年から昨年までの過去5年間の秘密保持義務をめぐる特許無効審判合計61件を分析した結果、このうち半分近い29件(48%)が、ずさんな秘密管理で無効になったことが分かった。(11日 ニシ)
- ▲ソウル行政裁判所は、A氏が防衛事業庁長を相手に出した停職処分取消訴訟において、職務と関連した発明をしても申告せず、妻名義で特許を出願・登録した公務員に対する防衛事業庁の停職処分は正当だと判断し、原告敗訴の判決を下したと7月18日明らかにした。(18日 ニ1)

- ▲ソウル高裁は7月23日、公正取引委員会が下した是正命令と課徴金処分を不服とし、クアルコムなど3社が出した行政訴訟の最初の弁論期日を開いたが、韓国公正取引委員会は、クアルコムが莫大な市場支配力を利用して不公正な取引慣行を繰り広げてきたという主張を出したのに対し、クアルコムは、公取委が証拠なしに事実関係を歪曲していると反論した。(23日 ファ)
- ▲外信によると、LG電子は去る2013年から今年5月までの約5年間に合計193件に達する特許侵害訴訟を行っている。(26日 ソ経)
- ▲韓国特許庁は去る7月18日から改正不正競争防止法が施行されたことに伴い、被害事例の申告受付を始め、現在までに2件の申告書を受理したと23日明らかにした。(23日 ニシ)
- ▲韓国特許庁が7月24日、韓国内企業の特許実施契約の実態を調査した結果、売上高の一定割合を支払う場合(83.8%)が定額で支払う場合よりも多く、平均実施料率は、売上高の4.75%であった。(24日 聯合)

《立 法》

- ▲6月13日、特許法院とソウル中央地裁に国際裁判部が設置されたことに伴い、多国籍企業間の知的財産権関連の特許訴訟が国内で行われるか注目される。(2日 デイ)

《行 政》

- ▲韓国特許庁が今月から審査の質的水準を高めるために、「審査パート中心の審査品質革新案」を施行すると7月3日明らかにした。(3日 ソ経)
- ▲韓国科学技術情報通信部は、革新成長動力の新規分野を発掘するため、民間専門家を中心とした企画委員会を構成し、初会議を開催したと7月3日明らかにした。(3日 ファ)
- ▲韓国科学技術情報通信部は7月5日、韓国特許庁と「知的財産(IP)基盤の研究開発(R&D)の革新政策協議会」を開催し、第4次産業革命時代を迎え、基礎研究段階からIP政策を有機的に連携し、R&Dの効果を向上させる必要性が増大することに伴って、科学技術分野のR&D、知的財産競争力の強化、大学・公的研究機関の特許管理システムの革新などのための協力体制を作ることにした。(5日 ア経)
- ▲韓国特許庁は、ディスプレイ装置に関する特許出願のうち、透明なガラスに情報を表示する「透明ディスプレイ」に関連する特許出願が最近大幅に増加したと7月5日明らかにした。(5日 ア経)
- ▲7月8日、韓国特許庁によると、遺伝子編集活用技術を中心に動植物の遺伝子矯正を可能にする遺伝子編集関連の特許出願が最近大幅に増加していると明らかにした。過去10年間で15倍に増え、最近3年間の出願件数は、直前の3年に比べて78%も増加した。(8日 ニ1)
- ▲韓国特許庁は、7月18日に不正競争防止法(以下、不競法)を改正して施行すると9日明らかにした。不競法の改正は、既存の法制が中小企業のアイデア奪取被害を防ぐ過程に限界を有する点を改善することを目的に置く。(10日 ア経)
- ▲韓国監査院は、特許出願の審査順序が特許庁審査官の裁量によって決定され、公平性を害するおそれがあるという内容を含め、韓国特許庁の機関運営監査報告書を12日公開した。韓国監査院は、韓国特許庁が、先行調査を依頼する時期、先行調査依頼対象の選定に対する具体的な基準を設けず審査官が「任意」に決定する方法が問題と指摘した。(12日 聯合)
- ▲7月12日、韓国特許庁によると、水素電気自動車の核心部品である「燃料電池スタック」に関連した特許出願は、過去10年間、年平均180件前後で安定していた。(12日 聯合)
- ▲韓国知識財産研究院は最近、南北の協力の流れに沿った南北知的財産権の協力に対する議論活性化のため、「南北の知的財産権と協力方案に関する詳細分析報告書」を発刊した。(29日 電子)
- ▲韓国特許庁は、企業間の取引段階でアイデアを奪取した事件に対する調査を開始すると7月17日明らかにした。(17日 イー)

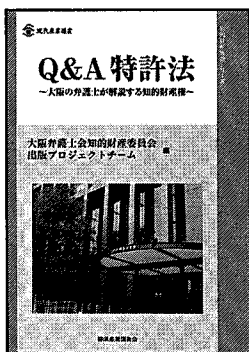
▲韓国特許庁は、中国と意匠優先権証明書類を電子的に交換できるシステムの構築を完了し、7月20日から本格的に運用に入ると18日明らかにした。(18日 ニシ)

《その他》

- ▲韓国電力は7月2日、エネルギー転換、デジタル転換など急変するグローバルエネルギー環境の中で、職員の新しいアイデア創出を通じて技術革新を先導するため、発明した職員に対する発明・特許技術収益金の補償を大幅に強化すると明らかにした。(2日 イー)
- ▲中国法律事務所の中では初めて韓国に進出したリパン法律事務所が7月18日、ソウル市江南区ルメリディアンホテルでソウル事務所開所式を持ち、業務を開始した。(20日 法律)

※媒体の正式名称(発行社)

朝鮮：朝鮮日報(朝鮮日報社)、中央：中央日報(中央日報社)、東亜：東亜日報(東亜日報社)、文化：文化日報(文化日報社)、ハン：ハンギョレ新聞(ハンギョレ新聞社)、ソ新：ソウル新聞(ソウル新聞社)、大田：大田日報(大田日報社)、ヘラ：コリアヘラルド(ヘラルド社)、韓経：韓国経済新聞(韓国経済新聞社)、ア経：アジア経済新聞(アジア・メディア・グループ)、毎経：毎日経済新聞(毎日経済新聞社)、ソ経：ソウル経済新聞(ソウル経済新聞社)、ヘ経：ヘラルド経済(ヘラルド社)、電子：電子新聞(電子新聞社)、医学：医学新聞(医学新聞社)、法律：法律新聞(法律新聞社)、ファ：ファイナンシャルニュース(ファイナンシャルニュース新聞社)、デジ：デジタルタイムス(文化日報社)、聯合：聯合ニュース(聯合ニュース社)、デイ：デイリーファーム(デイリーファーム社)、アジ：アジアトゥデイ(アジアトゥデイ社)、ニ1：ニュース1(ニュース1社)、ニシ：ニューシス(ニューシス社)、イト：イトゥデイ(イトゥデイ社)、イー：イーデイリー(イーデイリー社)、マネ：マネートゥデイ(マネートゥデイ社)



現代産業選書 知的財産実務シリーズ

Q & A 特許法

大阪弁護士会知的財産委員会出版プロジェクトチーム(編)
A5判 300頁 本体3,000円+税

「特許法」分野における重要な論点をQ & A方式でわかりやすく解説!

大阪弁護士会知的財産委員会は、「月刊 知財ぷりずむ」誌(経済産業調査会発行)において、特許法に関するQ&Aの連載を行っていましたが、本書は、その連載記事を法令の改正等の時代の変化に応じて書き改めて、まとめたものです。

特許法は、時宜に応じて改正され、新たな重要判例も多く示されています。そのため本書では、連載後に出された訂正の再抗弁に関する新たな最高裁判例も、今回の出版にあたり追加しています。

刊行物に関する詳細な情報がご覧になれます
<http://books.chosakai.or.jp/books/index.html>

経済産業調査会 刊行物

検索

一般財団法人 **経済産業調査会**

〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9
TEL 03-3535-4882 FAX03-3535-4884